

# 第1章 策定の位置付け等

## 1 位置付け

平成15年7月に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」第8条では、都道府県及び市町村は、環境教育の方針、計画を作成するよう努めることとしています。本県では、平成20年2月に策定した「新潟県環境基本計画（エコビジョン2020）」（以下「エコビジョン」という。）を同法に基づく計画と位置付け、環境保全施策全般を総合的かつ計画的に推進するための大綱として、環境学習に関しても、基本的、原則的な方向性を包括的に示すとともに、重点プログラムとして当面5年間の施策、事業を掲げています。

しかし、環境学習の対象及び範囲は多岐にわたっており、効率的かつ効果的な推進を図るためには、県の行政施策としてだけでなく、各主体間の緊密な連携、協働のもとに環境学習を進めていくことが不可欠です。

こうしたことから、環境学習をより効果的に推進するため、また、県民や関係機関、団体、事業者、行政等が目標を共有し、それぞれの立場で環境学習に取り組むための指針を分かりやすく示すため、エコビジョンに基づき策定するものです。

## 2 策定の考え方と特徴

エコビジョンでは、将来の社会を決定付ける重要な要素として「県民等の環境や協働に対する意識と行動」と「環境と経済の調和」を掲げ、これらをより高いレベルへ進めていくことにより、目指すべき姿である「より良い環境に恵まれた持続可能な社会」の実現を図ることとしています。また、県民等の環境や協働に対する意識を高め、行動し、地球環境の保全など基本目標を推進するための手段として、「参加と協働による快適な環境の保全」という推進目標を掲げ、その柱となる重要な施策として「環境学習の推進」を位置付けています。

すなわち、環境学習は、単に知識の習得や理解の促進にとどまらず、①正しい知識に裏付けられた実際の行動により、自らの日常生活や経済活動を環境に配慮したものに切り替えていくこと、②多様な主体との広範な協働により、地域における環境保全活動に主体的に取り組んでいくこと、③こうした取組を継続していくことにより、社会経済システムそのものの変革を促していくこと、を目的とするべきと考

えられます。

このため、「環境学習の進め方」の策定に当たっては、知識や情報を伝えるための普及啓発や座学による研修等のもとより、体験型講座やフィールドワークを重視し、気づき、考え、行動することを通じ、「理解力」「実践力」「問題解決力」を身に付けた人材の育成を主眼としていきます。

また、協働を推進する観点から、環境学習の実施に当たっては、事業者、大学、NPO、行政等との緊密な連携及び適切な役割分担により実施すること、県民による活動の基盤としての役割が期待できる NPO の育成や活動の支援に努めることとします。

